

第67回国民体育大会卓球競技 愛知県予選会 要項

主催 愛知県卓球協会  
共催 愛知県教育委員会  
(財)愛知県体育協会

1. 開催期日 平成24年5月20日(日) 午前9時より
2. 開催場所 緑スポーツセンター (Tel 052-891-7775)
3. 種目 成年男子の部 成年女子の部
4. 予選通過人数 男女各 3名
5. 試合方法 昨年度の同種目の県代表選手は二次予選から、また、ふるさと選手のうち、県指定選手は三次予選から出場。
6. 参加資格 (イ) 平成24年度愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)を除く。愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)は、愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)に該当するものとして参加できる。(ロ) 平成24年度愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)は、愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)に該当するものとして参加できる。ただし、愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)は、愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)に該当するものとして参加できる。(ハ) 愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)は、愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)に該当するものとして参加できる。ただし、愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)は、愛知県卓球協会加盟登録員(こども・学生・社会人)に該当するものとして参加できる。(ニ) 日本国籍を有する者。ただし、平成24年4月30日現在、居住又は勤務して居る者については、日本国籍を有する者とする。また、平成24年4月30日現在、居住又は勤務して居る者については、日本国籍を有する者とする。(ホ) 参加者は、愛知県の所属から出場できない。また、「ふるさと」に限り、本大会の所属は、居住地を示す現住所または「ふるさと」に限り、愛知県の所属から出場できない。(ト) 本大会の所属は、居住地を示す現住所または「ふるさと」に限り、愛知県の所属から出場できない。(チ) 成年の部に出場する選手は、平成6年4月1日以前に生まれた者とする。
7. 参加料 1名 1,000円
8. 申込方法 別紙申し込み書に記入の上、種別区分を明記し、愛知県卓球協会に送付すること。  
〒464-8540 名古屋市中区南一丁目1番1号 愛知卓球協会 宛 (Tel 052-722-3355)  
参加料を添付の上、平成24年4月27日(金)必着
9. 使用球 40mm 白(TSP・バタフライ・ニッタク)
10. ルール 現行の日本卓球ルールに準ずる。タイムアウト制は採用しない。
11. 注 意 ・試合開始までに出場しないときは、棄権としますのでご承知下さい。  
・本大会中の傷害事故に対しては、応急処置だけで以後責任を負いません。  
・ゼッケンを着用すること。
12. ミニ国体及び本大会について  
・第33回東海ブロック大会(ミニ国体) 8月18日(土)、19日(日) 名古屋市中スポーツセンター  
・第67回国民体育大会 9月30日(日)～10月4日(木) 岐阜市

本申込書の個人情報(氏名・所属)を①上位入賞者の新聞発表②「卓球愛知」(記録集)等に記載することに同意して下さい。  
万一、同意されない方は申込用紙氏名記載欄に×印を記入して下さい。その場合、「A(所属名)」と表示されます。

# 第67回国民体育大会卓球競技 県予選申込書

申込責任者

TEL

成年男子		
氏 名	所 属	氏名記載
成年女子		
氏 名	所 属	氏名記載

※ 必ず強い順に書いてください。  
 本申込書の記載内容は本大会関係業務以外には使用しません。

\_\_\_\_\_名 × 1000円 = \_\_\_\_\_円

## 国民体育大会での「ふるさと選手制度」について

日本体育協会が中心となって国体改革を検討していましたが、改革の一環として、平成17年の第60回国体から「ふるさと選手制度」を適用することになりました。卓球もそれに従って実施されます。

### 「ふるさと選手制度」の概要

(1) 成年種別に出場する選手は、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

(3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-①-ウ(国内移動選手の制限=選手・監督で国体(予選を含む))に出場した選手は、2年間他の都道府県から出場できない)に抵触しないものとする。

(5) 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

注)・大学4年生で「ふるさと」から初めて出場した場合は、卒業し、社会人1年目の国体は就職先の他の都道府県から出場しようとしても、「ふるさと選手」としての2年以上連続の規制の為、ふるさと以外での国体出場はできない。

<日卓協確認>

・「ふるさと選手」活用期間中に予選を含め不参加の場合は活用したものとみなす。

<日卓協確認>

(6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会(予選のこと)実施事項で定めた参加申込締切り期日までに、(財)日本体育協会宛に提出する。

※「ふるさと選手」として県予選に出場を希望する者は、参加申込時に添付のふるさと選手登録用紙に必要事項を記入・捺印し提出ください。

<体協への手続きを県予選前に完了する必要がある為>